配線器具・住宅用火災警報器・住宅用分電盤 開閉器について

安全に関するご注意

●ご使用の前に取扱説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。　●商品の選定にあたっては、使用場所、電源電圧、周波数に適合した範囲の中で設定してください。
●設備機器、資材の取付工事、配線工事に関しては、一部商品を除いて電気工事の有資格者の施工が義務づけられています。

保証について

■保証期間
このカタログに記載の機器商品の保証期間は、特に仕様書の取り交わしの無い場合、ご購入後或いはご指定場所への納入後1年間とさせていただきます。なお、ランプや電池等の消耗品補材は対象外とさせていただきます。
■保証内容
当社発行の仕様書、カタログ、取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従った使用状態で保証期間内に故障した場合には、無償修理をさせていただきます。
製品の仕様・使用条件・環境については当社発行の仕様書、カタログに記載しています。
上記の範囲を超えてご使用される可能性のある場合又は、記載の無い条件や環境でのご使用の時には、仕様書の取り交わしをお願いします。
■保証の免責事項
保証期間内でも、故障や瑕疵が次の項目に該当する場合は、この保証の対象範囲から除かせていただきます。
（1）ご購入後或いは納入後に行われた不当な構造・仕様の改変および使用上の誤りが原因の場合。
（2）当社の仕様書、カタログ等に記載されている使用条件、環境の範囲を超えた使用に起因する場合。
（3）施工上の不備に起因する場合。
（4）法令・取扱説明書で要求される保守点検を行わない事による場合。
（5）火災・地震・水害・落雷その他天災地変・異常電圧・指定外の使用電源（電圧、周波数）等に起因する場合。
（6）日本国内以外でのご使用による故障及び損傷の場合。
（7）購入後或いは納入後の取付場所の移設、輸送、落下などに起因する場合。
離島および離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には出張に準ずる実費を申し受けます。

アフターサービスについて

■補修用性能部品の保有期間
弊社は住宅用火災警報器の補修用性能部品を、製造打ち切り後6年間保有しています。
補修用性能部品には、同機能を有する代替品も含みます。また、その商品の機能を維持するために必要な部品です。
■修理を依頼されるとき
1. 保証期間中は
　万一故障がおきた場合は、お買い上げ日を特定できるものを添えてお買い上げの販売店（工事店）までお申し出ください。
2. 保証期間を過ぎているときは
　お買い上げの販売店（工事店）にご相談ください。修理によって機能が維持できる場合はご希望により有料修理させていただきます。
■ご転居あるいは贈答品などで販売店に修理のご相談ができない場合
下記の窓口へご相談ください。

お買い物・使い方・修理のご相談

お買い物・使い方・修理のご相談は「東芝ライテック照明ご相談センター」（通話料無料）**0120-66-1048**
365日 電話でお応えします。
受付時間 9:00~20:00

◎携帯電話・PHSなどからのご利用は **046-862-2772**（有料）　◎FAX **0570-000-661**

●お客様からご提供いただいた個人情報は、ご相談への回答、カタログ発送などの情報提供に利用いたします。
●利用目的の範囲内で、当該製品に関連する東芝グループ会社や協力会社に、お客様の個人情報を提供する場合があります。